

## 石巻市地域公共交通会議設置要綱

石巻市地域公共交通会議設置要綱（平成19年石巻市告示第227号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進等を図るため石巻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 交通会議に、会長を置き、委員の中から市長が指名する者を充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できない場合は、会長に委任状を提出し、代理者を出席させることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第8条 交通会議の庶務は、復興政策部地域振興課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交

通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(最初の交通会議の招集)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後、最初に招集すべき交通会議は、市長が招集する。

別表 (第3条関係)

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長又はその指名する者
宮城県震災復興・企画部長又はその指名する者
宮城県東部地方振興事務所長又はその指名する者
宮城県東部土木事務所長又はその指名する者
宮城県石巻港湾事務所長又はその指名する者
石巻市建設部長又はその指名する者
石巻市復興政策部長又はその指名する者
宮城県石巻警察署長又はその指名する者
宮城県河北警察署長又はその指名する者
関係する一般乗合旅客自動車運送事業者代表者又はその指名する者
住民及び利用者の代表者
市長が指名する者
学識経験者その他交通会議が必要と認める者